

4 市 民 部

広聴活動

1 「市民の声」

市民からの貴重な市政に関する要望・意見、苦情等を窓口、電話、電子メール等で聞き取りし、その意見等を担当課等へ回付し、担当課等から回答してもらうことで、よりよい市政運営の一助としている。

なお、平成23年（2011年）から、広聴制度の充実を図るため、各課等に広聴担当者を配置するとともに、事務手続を見直すことにより、的確かつ迅速な対応に努めている。

また、平成29年（2017年）から、「市民の声」をホームページ上で公表することにより、どのような要望等があるのかを市民に周知し、開かれた広聴制度としている。

令和7年度（2025年度） 3,734件

2 市民相談室の相談

令和7年度（2025年度）

相談種別	曜日・日時	相談内容	担当員	利用状況 (件)
市政相談	月曜日～金曜日 (9:00～17:30)	市政に関する意見や相談、要望、苦情など	市職員	3,734
行政相談	木曜日 (13:00～15:00)	国の行政に関する意見や相談、要望、苦情など	行政相談委員	37
法律相談	火・金曜日 (13:00～16:30)	相続・贈与問題、夫婦・男女問題、不動産問題など	弁護士	1,928
登記相談	第1・3月曜日 (14:30～16:30)	相続・売買・贈与などの登記や供託等	司法書士	112
測量相談	第3月曜日 (14:30～16:30)	新增築、分筆、測量など	土地家屋調査士	14
多重債務相談	第2・4木曜日 (13:00～16:00)	サラ金やクレジットなどでの債務整理	司法書士（第2木） 弁護士（第4木）	57
			計	5,885

※上記以外の専門相談については、各担当室課で行っている。

3 市民意識調査

総合計画の進行管理や、同計画の基本計画見直しに向けての諸課題の分析など、市政運営の基礎資料として活用するとともに、快適で暮らしやすいまちづくりを促進するため、市民が何を考え、何を求めているかを把握し、市民のニーズを市政に反映することを目的として、昭和53年度（1978年度）から4年ごとに実施している。

令和4年度（2022年度）は、住まいや健康・医療、まちづくりについてなど、83項目にわたり市民2,000人を対象に調査を実施した。

4 市政モニタリング調査

市民参画のまちづくりのため、市民の意見を伺い、その声を市政に反映することを目的として、平成19年度（2007年度）からアンケート調査を行い、現在4年ごとに実施している。

令和6年度（2024年度）は、市民自治や地域経済、こども政策など、66項目にわたり市民2,000人を対象に調査を実施した。

5 総合案内（コンシェルジュ）

平成29年度（2017年度）から、従前からの庁舎案内（固定ブースによる案内）に加え、行政経験豊富な再任用職員等による総合案内を実施している。

令和7年度（2025年度） 75,075件

消費者行政

消費者行政は市民に直結した行政として消費者の利益の擁護及び増進を図るとともに、市民の消費生活の安全、安定及び向上を確保するため積極的に取り組み、次のとおり実施している。

1 消費生活相談

消費生活センターにおいて、消費生活相談（商品や役務に関する苦情処理など）を行い、消費者の利益の擁護及び市民の消費生活の安全確保に努めている。

2 消費者啓発

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 消費者啓発講座 | (2) 消費生活に関する情報の収集及び提供 |
| (3) 啓発パンフレット作成・配布 | (4) 地域派遣学習会 |

3 消費者安全確保

特殊詐欺被害防止のため、令和5年度（2023年度）から、防犯機能付電話機等を購入した高齢者に購入金額の2/3（上限10,000円）の補助を行った。

令和5年度（2023年度）957件 8,987,900円

令和6年度（2024年度）799件 7,561,300円

令和7年度（2025年度）498件 4,729,800円

4 消費生活センター

消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安心、安全及び向上の確保に資することを目的に、昭和55年(1980年)から消費生活センターを設置している。

(1) 施設の概要

位 置 朝日町3番203号 (吹田さんくす3番館2階)

朝日町3番506号 (吹田さんくす3番館5階)

延べ床面積 97.82m²

(2) 施設の利用状況

○令和5年度(2023年度) 消費生活相談件数 2,649件

○令和6年度(2024年度) 消費生活相談件数 2,500件

○令和7年度(2025年度) 消費生活相談件数 2,754件

(3) 主な業務・機能

ア 消費生活相談 イ 講座の開催（暮らしアップセミナー）

ウ 消費にゆ一すの発信 エ 資料の提供

才 啓発パネル展示

5 計量事業

平成13年度(2001年度)から、計量法上の特定市として、取引や証明における適正な計量を確保するため、計量法に基づき市内事業所のはかり等の定期検査や大型はかり等の所在場所検査、量目検査等の立入検査、啓発事業として計量展を実施している。

情報公開

1 情報公開事業

(1) 目的と概要

公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を推進することにより、市政に関して市民の知る権利を保障するとともに、一層公正で民主的な市政の執行を図り、もって市民参加の開かれた行政を更に発展させることを目的とし、市政についての情報を提供する。

(2) 公文書公開決定等件数

(単位：件)

決定等区分	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
全 部 公 開	165	100	116
部 分 公 開	134	138	110
非 公 開	19	4	4
文 書 不 存 在	81	55	48
存 否 応 答 拒 否	1	0	1
取 下 げ	5	3	7
計	405	300	286

(3) 吹田市情報公開条例

市が管理する公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を進めるために、吹田市情報公開条例を平成14年(2002年)3月29日に制定し、同年7月1日より施行した。同条例は、市政に関する市民の知る権利を保障する昭和62年(1987年)施行の吹田市公文書公開条例を、より利用しやすい制度になるように全面的に改正したものである。

平成30年(2018年)1月1日から、制度利用と費用負担のバランスを図るため、部分公開に係る文書に限り、101面目から1面につき5円の手数料を請求者に負担してもらうよう一部改正を行った。

(4) 情報の提供

市民のニーズを反映した情報を積極的に提供するため、行政資料閲覧コーナーを設け、情報の提供を行うとともに、市発行の有料図書の販売も行っている。

2 個人情報保護事業

(1) 目的と概要

個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を取り扱う本市の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する。

(2) 保有個人情報開示等決定等件数

(単位：件)

決定等区分	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
全 部 開 示 等	40	36	49
部 分 開 示	49	46	68
非 開 示 等	2	3	3
文 書 不 存 在	9	17	23
存 否 応 答 拒 否	2	1	1
取 下 げ	1	5	5
計	103	108	149

戸籍・住民登録

1 本籍数と本籍人口

(各年度末日現在)

年度 区分	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
本 籍 数	108,237	108,966	109,789
本 籍 人 口	264,694	265,540	266,493

2 戸籍届出件数

(単位：件)

年 度	令和 5 (2023)			令和 6 (2024)			令和 7 (2025)		
区 分	本籍人	非本籍人	計	本籍人	非本籍人	計	本籍人	非本籍人	計
出 生	2,012	1,723	3,735	2,024	1,689	3,713	2,020	1,626	3,646
死 亡	2,574	2,097	4,671	2,639	2,220	4,859	2,574	2,032	4,606
婚 姻	2,722	655	3,377	2,876	699	3,575	3,060	749	3,809
離 婚	711	69	780	773	106	879	685	122	807
養 子 縁 組	125	23	148	143	24	167	158	18	176
養 子 離 縁	64	8	72	39	11	50	33	12	45
入 籍	509	40	549	470	49	519	442	41	483
転 籍	1,281	15	1,296	999	27	1,026	1,146	28	1,174
そ の 他	810	116	926	921	115	1,036	5,350	416	5,766
計	10,808	4,746	15,554	10,884	4,940	15,824	15,468	5,044	20,512

(注) 本籍人については、他市町村からの送付も含む

3 住民異動届取扱件数

(単位：件)

区分 \ 年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
転 入 届	17,800	18,469	18,962
転 出 届	15,764	15,899	16,319
転 居 届	5,478	5,920	5,791
そ の 他	1,566	2,077	3,323
計	40,608	42,365	44,395

(注) 1 転入届件数には転出取消含む

2 転出届件数には国外移住届を含む

4 出張所の業務と取扱件数

(1) 業務内容

ア 戸籍に関する届出及び申請並びに謄抄本請求の受付に関すること

イ 住民基本台帳に関すること

ウ 課税・所得証明書などの交付に関すること

エ 国民健康保険等に関する届出及び申請等の受付に関する事項ほか

(2) 住民登録人口・世帯数

(各年 3 月 31 日現在)

年	令和 6 (2024)		令和 7 (2025)		令和 8 (2026)	
区 分	世 帯 数	人 口 (人)	世 帯 数	人 口 (人)	世 帯 数	人 口 (人)
千里出張所	31,472	67,113	31,620	67,611	31,544	67,476
千里丘出張所	16,022	40,143	16,099	40,015	16,166	39,811
山田出張所	23,175	51,186	23,234	50,630	23,522	50,526

(3) 主な処理件数

ア 住民異動届出処理件数

(単位：件)

令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
10,959	12,811	14,536

イ 証明書交付枚数

(単位：通)

区分	年度	令和5（2023）	令和6（2024）	令和7（2025）
戸籍		11,374	19,099	18,864
住民票の写し		37,879	36,520	32,942
印鑑登録証明書		22,182	21,470	18,566
諸証明		732	745	711

(注) 無手数料分を含む

5 コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス

市民に身近な場所で便利な時間帯に証明書交付サービスを実施することにより、市民サービスの向上を図るため、コンビニエンスストアの多機能端末機（マルチコピー機）を利用し、マイナンバーカードと暗証番号で本人確認を行うことにより、住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸籍全部（個人）事項証明書を交付する。

(1) 利用開始日

平成28年(2016年)1月25日 ※ただし、戸籍証明書は平成29年(2017年)2月27日から利用開始

(2) 利用店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール（マルチコピー機のある店舗のみ）

(3) 利用時間

ア 住民票の写し、印鑑登録証明書

6時30分～23時 年末年始及びメンテナンス時期を除く

イ 戸籍全部（個人）事項証明書

9時～17時30分 土日祝、年末年始及びメンテナンス時期を除く

証明書交付枚数

(単位：通)

区分	年度	令和5（2023）	令和6（2024）	令和7（2025）
戸籍		12,516	11,387	10,007
住民票の写し		59,068	65,887	74,648
印鑑登録証明書		39,450	45,863	49,655

6 マイナンバーの付番とカードの交付

(1) マイナンバーの付番と通知カード

平成27年(2015年)10月5日、全国民を対象としてマイナンバーを付番され、平成27年(2015年)11月～12月に、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーの通知カードを作成し、全世帯へ郵送した。

(2) マイナンバーカードの交付

交付対象者 マイナンバーカードの申請をされた方

交付場所 高層棟1階マイナンバーカード交付会場

交付状況 (単位：件)

令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
49,601	30,813	65,538

7 パスポートセンター

(1) 目的

本市で旅券申請の受理、旅券交付についてのサービスを実施することにより、市民サービスの向上を図る。

(2) 業務内容

旅券申請の受理、旅券交付に関する事務及びこれらに付帯する業務。

(3) 開設日

平成30年(2018年)11月1日

(4) 設置場所

吹田市朝日町3番203号(吹田さんくす3番館2階)

(5) 業務時間

ア 申請 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分

イ 交付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

土曜日 午前9時～正午

※日曜日、祝休日、年末年始(12/29～1/3)は休み

(6) 取扱い件数 (単位：件)

年度		令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
区分				
申請		11,013	12,326	14,610
交付		10,800	12,081	13,655

8 手 数 料

(1) 手数料収入

区分 \ 年度	令和 5 (2023)		令和 6 (2024)		令和 7 (2025)	
	件 数	手 数 料 (円)	件 数	手 数 料 (円)	件 数	手 数 料 (円)
戸 籍 謄 ・ 抄 本 等 交 付 (うち証明書等自動交付サービスによる交付)	69,576 (12,516)	32,234,050 (4,380,600)	89,203 (11,387)	42,223,500 (3,985,450)	85,941 (10,007)	39,384,600 (3,502,450)
住 民 票 の 写 し 等 交 付 (うち証明書等自動交付サービスによる交付)	184,863 (59,068)	46,054,400 (11,813,600)	182,288 (65,887)	44,869,400 (13,177,400)	179,306 (74,648)	43,546,600 (14,929,600)
印 鑑 証 明 書 交 付 (うち証明書等自動交付サービスによる交付)	93,684 (39,450)	24,138,300 (7,890,000)	95,034 (45,863)	23,899,000 (9,172,600)	91,347 (49,655)	22,419,700 (9,931,000)
諸 証 明 交 付	5,422	1,613,100	5,340	1,593,000	55,98	1,668,900
個 人 番 号 カ ー ド 再 交 付	-	-	-	-	-	-
計	353,545	104,039,850	371,865	112,584,950	362,192	107,619,800

(注 1) 件数には無手数料分を含む

(注 2) 件数、手数料ともにコンビニ交付時の確認試験分を除く

(注 3) 個人番号カード再交付は、令和 3 年 (2021 年) 9 月 1 日に手数料条例より削除

(2) 各種手数料の 1 件当たり金額

(令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日現在)

手 数 料 を 徴 収 す る 事 項	区 分	金 額 (円)
戸籍の謄本又は抄本の交付 (多機能端末機による交付の場合)	1 通につき (1 件につき)	450 (350)
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1 通につき	750
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき	350
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき	450
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき	400
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき	700
届出若しくは申請の受理の証明書の交付	1 通につき	350
戸籍法第 48 条第 2 項の書類の閲覧又は届書等 情報の内容を表示したものの閲覧	1 件につき	350
禁治産者、準禁治産者及び成年被後見人に 関する証明又は破産者に関する証明	1 件 1 項目につき	300
不在籍 (住) に関する証明	1 件につき	300
住民基本台帳の閲覧	1 件につき	300
住民票の写しの交付 (多機能端末機による交付の場合)	1 件につき (1 件につき)	300 (200)
印鑑に関する証明 (多機能端末機による交付の場合)	1 件につき (1 件につき)	300 (200)

国民年金

(1) 被保険者

ア 強制加入被保険者

(ア) 第1号被保険者 ————— 自営業者や学生、無職の人など日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人

(イ) 第2号被保険者 ————— 厚生年金保険、共済組合の加入者

(ウ) 第3号被保険者 ————— 厚生年金保険、共済組合の加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

イ 任意加入被保険者

(ア) 60歳以上65歳未満の者 ——— 受給資格期間(10年)に満たない人や満額(40年納付)の老齢基礎年金を受給できない人。ただし、昭和50年(1975年)4月1日以前に生まれた人で受給資格期間を満たしていない人は、70歳まで延長して加入可能。

(イ) 在外邦人 ————— 外国に在住している20歳以上65歳未満の日本人

被保険者の推移

(単位：人) (各年度末現在)

年 度	区 分	強 制 加 入 者		任 意 加 入 者
		第1号被保険者	第3号被保険者	
令和5(2023)		40,155	28,400	839
〃 6(2024)		40,036	26,989	854
〃 7(2025)		40,245	25,743	868

(注) 第2号被保険者の数は不明

(2) 保険料

定額保険料 月 1万7,920円（令和8年度(2026年度)）

付加保険料 月 400円

ただし、第2、第3号被保険者は除く。

保険料の免除・猶予

法 定 免 除	障がい基礎年金又は被用者年金各法に基づく障がいを支給事由とする1級又は2級の年金の給付を受けている人、生活保護法による生活扶助を受けている人などが届出することにより免除される。
申 請 免 除	保険料を納めるのが困難な場合、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の「全額」、「4分の3」、「半額」若しくは「4分の1」の納付が免除される。
納 付 猶 予	50歳未満の人で、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される。 ※平成28年(2016年)6月以前は30歳未満が対象でした。
学 生 納 付 特 例	学生で、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される。

(3) 年金の種類

種 類		支 給 要 件		年 金 額
		時 期	受 給 資 格	
老 齢 基 礎 年 金		大正15年(1926年) 4月2日以降に生まれた人が65歳になったとき	国民年金と他の年金（配偶者の年金も含む）などを合計して原則として10年以上保険料を納めた人	加入可能年数を全て納付している人で ※年847,300円
障 がい 基 礎 年 金		国民年金に加入中に初診がある病気やけがが原因で障がいの状態になったとき	初診日の属する月の前々月までの加入期間のうち未納期間が3分の1未満の人 （特例）令和18年(2036年) 3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと。ただし初診日に65歳未満であること。 〔20歳前の障がいのとき〕 は納付要件は不要であるが、本人の所得制限がある。	※1級 1,059,125円 ※2級 847,300円 子がある時の加算 1人目 2人目 243,800円 （1人につき） 3人目以降 81,300円 （1人につき） 子とは、18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障がいの状態にある子
遺 族	遺 族 基 礎 年 金	被保険者又は受給資格を満たした人が亡くなったとき	死亡月の前々月までの加入期間のうち未納期間が3分の1未満の加入者の子のある配偶者又は子（特例）令和18年(2036年) 3月31日までに65歳未満で死亡した場合は、死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。	※配偶者が受けるとき 子が1人のとき 1,091,100円 子が2人のとき 1,334,900円 3人目以降は1人につき81,300円を加算 子が受けるとき 1人のとき 847,300円 2人のとき 1,091,100円 3人目以降は1人につき81,300円を加算 子の定義は障がい基礎年金と同じ

※昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

種 類		支 給 要 件		年 金 額
		時 期	受 給 資 格	
遺 族	寡 婦 年 金	加入者が老齢の年金を受けずに死亡したとき	第1号被保険者の期間だけで、老齢の年金受給資格をもっており、何の年金も受けずに死亡した人の妻(ただし、妻が60歳から65歳まで)	夫の第1号被保険者期間だけで計算した、老齢基礎年金の4分の3の額
死 亡 一 時 金		加入者がいずれの年金も受けずに死亡したとき	第1号被保険者として、3年以上保険料を納付した加入者と生計を同じくしていた遺族	保険料納付期間などにより120,000円～320,000円 なお、付加保険料を3年以上納めたときは8,500円加算
老 齢 福 祉 年 金		明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた者が70歳になったとき	本人、配偶者、扶養義務者の所得が制限額以下及び公的年金が併給制限額以下である人	全額支給 432,900円

(4) 給付状況

(単位：件、千円)

種 類		年 度		令和5(2023)		令和6(2024)		令和7(2025)	
		区 分		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
老 齢	老 齢 年 金			337	174,059	296	155,468	265	137,934
	通算老齢年金			284	69,786	214	53,439	181	45,870
	老齢基礎年金			85,078	57,014,840	85,447	58,923,033	86,217	60,736,798
	老齢福祉年金			0	0	0	0	0	0
障がい	障 がい 年 金			33	29,331	32	29,501	29	27,164
	障がい基礎年金(拠出)			2,489	2,142,409	2,572	2,272,614	2,633	2,371,952
	障がい基礎年金(20歳前)(注1)			2,784	2,482,918	2,845	2,600,552	2,925	2,719,670
遺 族	遺族基礎年金			550	446,177	567	471,279	550	468,877
	寡 婦 年 金			14	5,419	19	7,352	19	7,538
計				91,569	62,364,939	91,992	64,513,238	92,819	66,515,803

(注1) 障がい基礎年金(20歳前)は、20歳前の障がい者及び旧障がい福祉年金からの移行者

(5) 本市独自の取組

ア 来庁しない取組及び予約システムの導入

来庁しないで申請できる取組として、制度説明並びに申請書の記載説明動画をホームページで配信し、郵送申請や電子申込システムを活用した手続きを推進した。あわせて、各種相談についても電話、メールなどによる対応に取り組んだ。

また、直接来庁相談、申請書類の届出等をされる方に対して、事前予約制を導入した。相談時間は45分単位で1日に5枠。また、各種申請届出の来庁予約は、15分単位で1日32枠設けた。

事前予約制の導入により、自身の予定に併せて来庁でき、また、窓口混雑の緩和が図れるとともに、在庁時間の短縮も図れるなど、新たな窓口サービスに取り組んだ。

イ 学生納付特例申請環境の改善

現在、本市には大学が5校、専門学校が2校と学校数が多く、学生の在住率も高い。

しかし、申請手続きは、住民基本台帳がある市町村で行うため、吹田市外から通学している学生、他府県に住民基本台帳を置いたまま入学した学生は吹田市で年金の手続きができない。

そのため、令和3年度（2021年度）より新たな取組として、各大学に国民年金に関する関係書類、申請封筒を配置していただくとともに、申請書類の記載説明動画を市のホームページで配信し、学生の方が24時間どこからでも申請できる環境改善に取り組んだ。

また、住民基本台帳が吹田市以外の学生の方についても、日本年金機構と連携を図り、申請の受付を可能とする取組を併せて行った。

非核平和都市宣言関連事業

本市では、従来から平和の理念を基調にまちづくりを進めており、核兵器廃絶、世界の恒久平和の実現を願う市民の声の高まりの中で、昭和58年(1983年)8月1日、市議会の議決を経て「非核平和都市宣言」を行った。以来、毎年各種啓発事業を実施してきた。

1 市民平和のつどい

公演事業（平和に関する催し（伝統芸能）、子供劇場、ピアノリサイタル、平和コンサート）、非核平和資料展、

＜実施状況＞

（単位：人）

事業	年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
公 演 事 業		2,028	1,935	2,159
非 核 平 和 資 料 展		271	247	627

2 非核平和都市宣言40周年記念平和大使派遣事業（令和5年度）

中学生15人を含む21人で広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式に参列

3 平和祈念黙とう（毎年8月6日、9日、15日）

平和祈念資料館

戦時中の記録写真や市民から寄贈された国民生活や軍隊に関する実物資料の展示、平和に関する書籍の配架のほか、学校などに対して資料の貸出しを行っている。

平和に関する資料、情報を広く市民の利用に供し、語り部を始め様々な事業を通して平和の尊さや戦争の悲惨さを伝え、平和に対する意識の高揚を図る。

位 置 津雲台1丁目2番1号（千里ニュータウンプラザ8階）

延べ床面積 304 m²

開設年月日 平成4年(1992年)10月25日（平成24年(2012年)9月3日に現在地へ移転）

利用時間 10：00～18：00

休 館 日 月曜日、祝日（ただし、その日が月曜に重なるときは、その翌日も）、年末年始、
入館無料

主催事業内容等

平和資料の展示・貸出、企画展・講演会の開催、平和映画会の開催など。

<平和祈念資料館実績推移>

年度 実績	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
入 場 者 数	6,515 人	6,611 人	7,133 人
主催事業の参加者数	4,363 人	4,695 人	5,278 人
所蔵資料の貸出件数	47 件	53 件	47 件
所蔵図書 of 貸出者数	243 人	221 人	181 人

人 権

「認め合い 尊重し、そして 支え合うまち」を基本理念として掲げ、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場面において、市民の皆様が主体的に人権と向き合えるよう、総合的な施策を推進している。また、人権施策の総合的な企画及び推進を行うことや各部局が行う人権施策についての連絡及び調整に関して人権施策推進本部を設置し、分野を超えた連携を進めている。

1 人権施策推進基本方針・計画の制定

令和 5 年（2023 年）3 月に制定した、吹田市人権施策推進基本方針・計画（2023-2028）に基づき、施策の総合的かつ効果的な推進に努めている。

2 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、市町村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱を行い、市町村で事務局を担っている。

吹田地区での活動・・・人権相談、人権教室、人権の花運動（1 回／年）

<実施状況>

（単位：回）

年度 活動	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
人 権 相 談	1	9	5
人 権 教 室	15	14	16

3 人権啓発推進協議会

地域に密着した啓発への取組が進められている吹田市人権啓発推進協議会の各地区委員会に対して、より一層の活動の充実と円滑な運営を図るための支援を実施している。

<実施状況>

区分 \ 年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
各地区委員会における啓発活動への参加人数 (単位：人)	44,926	54,301	53,024
補助金額 (単位：円)	6,234,107	7,656,736	7,887,484

4 パートナーシップ宣誓制度

多様性を認め合い、誰もがありのままに生きられる社会を目指し、性的マイノリティの方々が、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書の提出を受けて、吹田市が宣誓書受領証を交付している。

<実施状況>

(単位：件)

	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
宣誓書受領証交付件数	7	6	3

5 犯罪被害者等見舞金支給制度

殺人、傷害等の故意の犯罪により被害を受けた者及びその家族が犯罪直後に直面する生活への不安及び経済的な負担の軽減を図ることを目的として、犯罪被害者等見舞金を支給する。

吹田市犯罪被害者等見舞金支給要領（令和 6 年 4 月 1 日制定）

6 人権啓発事業実施状況

	事業名	単位	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
憲法制定記念事業	憲法と市民のつどい	参加人数 (単位：人)	150	106	142
	◆憲法制定記念パネル展		34	34	64
人権週間啓発事業	人権フェスティバル		100	150	219
	◆北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展		75	114	268
	人権カレンダー作製	配布部数 (単位：部)	2,400	2,800	2,500
	駅頭啓発 (啓発物品配布)	配布個数 (単位：個)	2,350	3,000	3,000

市民ひゅーまんセミナー (連続講習会)	参加人数 (単位：人)	281	261	203
◆人権啓発巡回パネル展 (北方領土問題)		347	248	113

◆上記パネル展は無人開催のため、参加人数は来場者の任意記入による集計値（参考値）。

交 流 活 動 館

1 施設の概要

開設年月日	昭和46年(1971年)8月14日
位 置	岸部中1丁目22番2号
目 的	基本的人権尊重の精神に基づき、市民の生活文化及び福祉の向上並びに交流の促進を目指し、全ての人権問題の課題解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。
敷地面積	2,213.54 m ²
建築面積	637.21 m ²
延べ床面積	1,779.80 m ²
構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建 事務室(3)、会議室、実習室、研修室、 学習室(3)、教室、和室(2)、相談室、図書室、ホール
利用時間	9:00～22:00(月曜日～金曜日)、9:00～17:00(土曜日)
休館日	日曜日、祝日、年末年始

2 主催事業等

(1) 相談事業

(2) 総合生活相談 月曜日～金曜日 9:00～17:30

福祉、教育、就労など生活全般の相談

人権相談 月曜日～金曜日 9:00～17:00

人権侵害、偏見や差別、いじめなどの相談

(3) つながり文化講座・講演会

識字教室(文字板クラブ)、介護予防健康体操教室、そろばん教室、健康コーラス教室などの講座及び一人一人の人権意識を高め、人権の理解を深める講演会などを開催

男女共同参画

1 男女共同参画推進条例

平成11年(1999年)6月に制定された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けるとともに、あらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に取り組むことを、国、地方公共団体及び国民に求めている。

市では、平成14年(2002年)10月に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働して取組を進めるための基盤となるものとして、「男女共同参画推進条例」を制定した。

この条例は、男女の人権の尊重など五つの基本理念、市・市民・事業者の責務、性別による権利侵害等の禁止、公衆に表示する情報に関する留意、男女共同参画計画の策定等の市の基本的施策、男女共同参画審議会の設置などについて定めている。これらにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としている。

2 すいた男女共同参画プラン

男女共同参画推進条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」(第1次計画)を平成15年(2003年)に策定し、取組を評価・統括し、定期的に計画の見直しを行っている。令和8年(2026年)には3つの基本方向、10の基本施策を設定した第6次すいた男女共同参画プランを策定し、引き続き男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進していく。

3 男女共同参画推進本部の設置

施策の総合的な推進を図るために庁内推進体制として、男女共同参画推進本部を設置している。推進本部には本部会(基本事項の決定及び総合調整機能)と幹事会(施策推進のための連絡調整機能)を設け、男女共同参画推進条例及びすいた男女共同参画プランに基づき施策の推進に努めている。

4 政策決定の場への女性の参画促進

審議会等への参画を促進するために、参画状況を調査するとともに、市における政策立案過程や審議会等への女性の参画拡大に取り組んでいる。

5 啓発事業の実施

市民向け啓発事業の一つとして、「女と男のいきいきライフ」(年1回市報の特集記事)を発行した。また、中学2年生向け啓発冊子「エール」を配布し、啓発した。

ドメスティック・バイオレンス(DV)防止のためのパンフレットとカードを発行し、市内公共機関、医療機関等に配布し、情報提供に努めた。

6 男女共同参画苦情等処理委員制度

男女共同参画推進条例に基づき、市が実施する男女共同参画の推進及び推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や性別による人権侵害についての相談の申出を、公正・中立な立場で処理するための「男女共同参画苦情等処理委員」を設置し、弁護士等3名が対応している。

7 ダブルリボンプロジェクト基金積立事業

女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待の防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて、吹田市が考案したW（ダブル）リボンマークをシンボルにした。DVや児童虐待など「暴力のない安心安全のまち、すいた」の実現を目指し、Wリボンバッジの販売や、連続講座などの「Wリボンプロジェクト」を実施しているが、その財源として平成26年（2014年）3月に「ダブルリボンプロジェクト基金」を創設し、この基金にバッジの売上げや、事業者、団体、市民の皆様からの寄附金などを積み立てている。また、Wリボンマークを使用して活動を広げていただくために、Wリボンマークの使用申請を受け付けている。

男女共同参画センター

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設である。

大規模改修工事のため、令和8年（2026年）5月26日から令和9年（2027年）8月末までの予定で休館している。休館中の業務は、吹田市朝日町3番502号（さんくす3番館5階）に設置した仮事務所で、縮小して行っている。

1 施設の概要

位 置	出口町 2 番 1 号		
敷 地 面 積	2,002.60 m ²	建築面積	799.00 m ²
延べ床面積	2,847.67 m ² （うち男女共同参画センター2,061.55 m ² ）		
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建		
	地階	工芸室・実験室	
	1 階	事務室・印刷室・相談室・情報ライブラリー・懇話室・第2会議室・和室・保育室・実技研修室・生活科学室	
	2 階	研修室・第1会議室・視聴覚室	
	※大規模改修工事後には一部変更となる。		
開 設 年 月 日	昭和62年(1987年) 6 月 1 日		
	平成 5 年(1993年)10月 1 日 婦人会館から女性センターへ名称変更		

平成14年(2002年)11月 1 日 男女共同参画センターへ名称変更し、所属を教育委員会社会教育部から人権部(現市民部)へ変更

2 施設の利用状況

男女共同参画の推進と女性の社会的活動の場として、交流活動や学習会、会議を始め、男性グループや大学生の料理サークル活動等に利用されている。令和7年度(2025年度)の貸室利用は2,682件、延べ利用者3万9,100人。

3 主催事業等

男女共同参画を進めるために、意識啓発講座、社会参加促進支援講座、DV防止対策講座などを実施している。令和7年度(2025年度)は61講座106回を開催し、延べ4,421人の参加があった。

市民と協働し、男女共同参画を推進するための、男女共同参画推進員(参画スタッフ)制度を設け、スタッフ活動中や講座中の保育や男女共同参画に係る情報収集、発信の活動を行っている。また、センターだより「ソフィア」の企画・編集等の活動を行っている。

情報ライブラリーにおいては、図書資料1万8,437冊(令和7年度(2025年度)末現在)、逐次刊行物、行政資料、視聴覚資料等を収集・提供し、インターネットでの蔵書の検索・予約を実施している。貸出登録者は729人(同)で、令和7年度(2025年度)の図書の貸出しは1,848冊であった。

相談業務としては、電話相談を週4回、面談で行う悩み・DV相談を月8回、法律相談を月1回、いずれも女性を対象に実施している。令和4年(2022年)6月からは、男性相談員による男性を対象とした電話相談を月2回実施している。

相談業務実施状況

(単位:件)

相談種類	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
電話相談	669	692	955
悩み・DV相談	219	233	275
法律相談	36	33	47
男性電話相談	43	68	52
合計	967	1,026	1,329

市 民 自 治

1 吹田市自治基本条例

地方分権時代にふさわしい市民自治によるまちづくりを推進するため、市民自治の基本理念と市民自治の運営原則を明確にするとともに、市政運営の基本的なルールを定めることを目的として、「吹田市自治基本条例」を平成18年(2006年)10月11日に制定し、平成19年(2007年)1月1日から施行している。

2 吹田市市民自治推進委員会

平成19年(2007年)1月1日に、吹田市自治基本条例に基づいて、「吹田市市民自治推進委員会」を設置し、市民参画及び協働の取組について進行管理を行っている。

現在、同委員会は、地方自治に関し識見を有する者が5人、公募による市民が2人の合計7人の委員で構成されており、各委員の任期は、令和7年(2025年)7月1日から2年間である。

3 吹田市民の意見の提出に関する条例（通称：パブリックコメント条例）

吹田市自治基本条例に基づいて、市が重要な条例などを定める場合に、その素案や資料を公表して市民に意見を求め、寄せられた意見を十分に考慮して意思決定する、いわゆるパブリックコメント制度を実施するため、「吹田市民の意見の提出に関する条例」を平成21年(2009年)3月31日に制定し、同年7月1日から施行している。

4 自 治 会 令和7年(2025年)4月1日現在

(1) 結 成 数

地区連合自治会…34団体、単一自治会…558団体

(2) 加 入 状 況

加入世帯数…7万6,207世帯、総世帯数…18万7,467世帯、加入率…40.7%

(3) 補 助 金…吹田市自治会活動補助金、吹田市自治会加入促進等活動補助金

自治会集会施設の整備

1 補助の内容

集会施設の整備及び集会施設の建物、敷地の賃借料に補助金を交付している。ただし、延べ床面積はおおむね30㎡以上を基準とし、敷地は自治会が所有又は賃借契約をしているもの（所有者の同意要）である。

補助金の区別は次表のとおりである。

令和7年（2025年）4月1日現在

区別	対象事業	対象団体	補助限度額	補助率
新築	集会施設を新築する事業	認可自治会・ 区分所有自治会	1,000 万円	4 分の 3
購入	集会施設を購入する事業			
増改築	集会施設を増改築する事業			
修繕等	集会施設を修繕する事業	認可自治会	200 万円	
		区分所有自治会	50 万円	
		自治会	20 万円	
	集会施設におけるバリアフリー化設備を 保守する事業	認可自治会・ 自治会	5 万円	
賃借	集会施設の敷地・建物を賃借して使用する 事業	認可自治会・ 自治会	年額 60 万円	

2 補助の実績

区 分 年 度	新 築 (件)	購 入 (件)	修 繕 (件)	家賃・地代 (件)	補 助 額 (千円)
令和 5 (2023)	0	0	4	10	4,965
〃 6 (2024)	0	0	3	10	4,396
〃 7 (2025)	0	0	2	10	4,135

市民公益活動

1 吹田市市民公益活動審議会

吹田市市民公益活動の促進に関する条例に基づき、平成14年(2002年)7月に吹田市市民公益活動審議会を設置し、市民公益活動の促進に関する基本的な方針や施策などの審議を行ってきた。令和7年度(2025年度)は延べ2回開催し、市民公益活動の支援などについて審議が行われた。

2 市民公益活動各種補助金

(1) 市民公益活動促進補助金

市民公益活動団体を積極的に支援し、市民公益活動の更なる活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動団体の事業に対し、必要な経費の一部を補助している。令和7年度(2025年度)は7団体に総額435,372円を交付した。

(2) 市民公益活動センター使用料補助金

市民公益活動が更に活発となり市民力の強化につながることを目的に、市民公益活動の活動拠点となる市民公益活動センターが使用しやすくなるように、市民公益活動センター会議室を使用した市民公益活動団体に対し、使用料の一部を補助している。令和7年度(2025年度)は21団体に総額591,700円を交付した。

3 市民公益活動センター（ラコルタ）

位 置 津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ内

延べ床面積 499.00㎡

開設年月日 平成24年(2012年)9月3日

主な施設 貸事務ブース、貸ロッカー、会議室、印刷室、交流スペース

利用状況 (単位：人)

年 度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
利用者数	45,458	48,203	50,725

施設の目的 市民公益活動の促進を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的として設置した施設で、市民公益活動に関する相談、情報収集や情報提供、人材育成等の総合的な支援を行うとともに、市民、市民公益活動団体、事業者、行政等の交流、連携を図っている。また、会議室、事務ブース等の貸出しや交流スペース等の開放により市民公益活動団体を支援している。

管理運営 NPO法人市民ネットすいたを指定管理者としている。指定期間は令和4年(2022年)4月1日から5年間。

4 情報提供

市民公益活動に対する理解を深めてもらうため、市内を中心に活動する市民公益活動団体やボランティアグループの活動情報をまとめ、ラコルタホームページで公開するとともに、冊子「市民公益活動団体ガイドブック」を2年に1回発行している。

5 市民活動災害保障制度及び見舞金制度

自治会やボランティア団体等の市民活動団体が、市民活動中の偶然の事故によりけがをした場合などに備えて市が一括して加入している保険で、令和7年度(2025年度)の事故報告件数は131件で、保険金総額149万2,000円(令和8年(2026年)6月30日現在)が支払われた。

また、平成22年(2010年)7月1日から、市民活動中に心疾患、脳出血などの疾病を発症又は悪化させ、死亡したり重度の障がいの状態になった場合に、市が見舞金を支給する制度を創設し、平成27年度(2015年度)に、1件30万円、令和元年度(2019年度)に、1件50万円の見舞金を支給した。

千里市民センター

位 置 津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ内

延べ床面積 667.19㎡

開設年月日 平成24年(2012年)9月3日

主 な 施 設 大ホール、多目的ルーム

利 用 状 況 (単位：人)

年 度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
利用 者 数	83,330	55,881	82,928

施 設 の 目 的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

経 過 昭和53年(1978年)4月1日に開設した千里市民センターは、平成24年(2012年)9月から千里ニュータウンプラザに移転した。

管 理 運 営 多目的ルームは吹田南千里PFI(株)がPFI事業により運営し、大ホールは(株)東急コミュニティーが委託により運営している。

岸部市民センター

位 置 岸部南1丁目4番8号

敷地面積 823.23m²

建築面積 411.87m²

延べ床面積 979.23m²

構造・規模 鉄筋コンクリート造3階建

開設年月日 平成2年(1990年)5月18日

主な施設 多目的ホール、会議室、研修室、音楽室、和室、クラフト室

利用状況 (単位：人)

年 度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
利用者数	51,733	53,575	71,229

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管理運営 国際ライフパートナー株式会社を指定管理者としている。指定期間は令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで。

豊一市民センター

位 置 垂水町1丁目53番7号

敷地面積 540.25m²

建築面積 319.33m²

延べ床面積 627.70m²

構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建

開設年月日 平成5年(1993年)4月1日(平成10年(1998年)5月16日建て替え再オープン)

主な施設 多目的ホール、会議室、音楽室、和室

利用状況 (単位：人)

年 度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
利用者数	40,984	40,125	46,462

施設 の 目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管 理 運 営 国際ライフパートナー株式会社を指定管理者としている。指定期間は令和 7 年(2025年) 4 月 1 日から令和12年(2030年) 3 月31日まで。

千里丘市民センター

位 置 千里丘上14番37号

敷 地 面 積 2,069.24m²

建 築 面 積 823.32m²

延べ床面積 1,495.96m²

構造・規模 鉄筋コンクリート造 3 階建

開設年月日 平成 8 年(1996年) 4 月10日

主 な 施 設 多目的ホール、会議室、音楽室、会議室兼練習室、和室、クラフト室

利 用 状 況 (単位：人)

年 度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
利用者数	87,273	89,585	92,163

施設 の 目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管 理 運 営 国際ライフパートナー株式会社を指定管理者としている。指定期間は令和 7 年(2025年) 4 月 1 日から令和12年(2030年) 3 月31日まで。

山田ふれあい文化センター

位 置	山田東1丁目28番9号
敷地面積	1,493.58㎡
建築面積	718.12㎡
延べ床面積	1,453.20㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建
開設年月日	平成5年(1993年)5月23日
主な施設	多目的ホール、会議室、練習室、和室、クラフト室
利用状況	(単位：人)

年 度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
利用者数	54,143	64,602	55,041

施設の目的 集会、文化活動等の用に供することにより、市民相互の交流・ふれあい並びに市民の文化の振興及び福祉の向上を図る。

管理運営 国際ライフパートナー株式会社を指定管理者としている。指定期間は令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで。

地区市民ホール

名 称	位 置	敷地面積 (㎡)	延 べ 床面積 (㎡)	構 造	開設年月日
佐竹台市民 ホール	佐竹台 2 丁目 5 番 1 号	640.72	613.19	R C 造一部 S 造 2 階建	昭和51年 (1976年) 4 月
高野台市民 ホール	高野台 1 丁目 6 番 1 号	582.83	557.65	R C 造一部 S 造 2 階建	昭和51年 (1976年) 7 月
津雲台市民 ホール	津雲台 4 丁目 1 番 1 号	527.92	502.08	R C 造一部 S 造 2 階建	昭和51年 (1976年) 4 月
桃山台市民 ホール	桃山台 2 丁目 5 番 5 号	1,097.39	513.09	R C 造 2 階地下 1 階建(内 1 階の 一部と 2 階)	昭和51年 (1976年) 4 月
竹見台市民 ホール	竹見台 3 丁目 5 番 3 号	950.00 (児童センター併設)	250.02	R C 造 2 階建(内 1 階の一部)	昭和51年 (1976年) 8 月
古江台市民 ホール	古江台 2 丁目10番21号	365.69	337.15	R C 造 2 階建	昭和51年 (1976年) 8 月
青山台市民 ホール	青山台 2 丁目 1 番20号	340.00	210.00	R C 造平屋建	昭和51年 (1976年) 4 月
藤白台市民 ホール	藤白台 2 丁目 9 番 1 -114号	5,896.73	532.74	R C 造 5 階地下 1 階建(内 1 階の 一部)	昭和51年 (1976年) 7 月

利 用 状 況

(単位：人)

年 度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
利 用 者 数	110,955	107,117	130,682

施 設 の 目 的 地域住民の集会等の用に供し、市民の文化及び福祉等の向上を図る。

管 理 運 営 地域住民で組織された「地区市民ホール運営委員会」を指定管理者としている。

指定期間は令和 8 年(2026年) 4 月 1 日から令和13年 (2031年) 3 月31日まで。

内本町コミュニティセンター

位 置	内本町 2 丁目 2 番12号
敷 地 面 積	1,355.68㎡
建 築 面 積	794.26㎡
延べ床面積	2,233.62㎡
構 造 ・ 規 模	東館 鉄骨造地下 1 階地上 4 階建 } 2 階部分で渡 西館 鉄骨造地上 3 階建 } り廊下で連結
開 設 年 月 日	平成 8 年(1996年) 6 月12日
主 な 施 設	多目的ホール、会議室、創作室、音楽室、料理実習室、和室
利 用 状 況	(単位：人)

年 度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
利用 者 数	51,862	53,291	55,769

施 設 の 目 的	文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。
管 理 運 営	吹田市 J R 以南コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は令和 8 年(2026年) 4 月 1 日から令和13年 (2031年) 3 月31日まで。

亥の子谷コミュニティセンター

位 置	山田西 1 丁目26番20号
敷 地 面 積	2,000.01㎡
建 築 面 積	1,014.33㎡
延べ床面積	2,389.03㎡
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上 3 階建
開 設 年 月 日	平成11年(1999年) 3 月 1 日
主 な 施 設	多目的ホール、会議室、創作室、音楽室、料理実習室、和室、喫茶コーナー

利 用 状 況

(単位：人)

年 度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
利用 者 数	51,570	53,788	59,292

施 設 の 目 的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管 理 運 営 吹田市亥の子谷コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は令和 8 年(2026年) 4 月 1 日から令和13年 (2031年) 3 月31日まで。

千一コミュニティセンター

位 置 原町 2 丁目12番 2 号

敷 地 面 積 513.61m² (公民館併設)

建 築 面 積 253.37m²

延べ床面積 237.09m²

構 造 ・ 規 模 鉄筋コンクリート造地上 3 階建

開 設 年 月 日 平成26年 (2014年) 11月16日

千一地区公民館の移転・新築に伴い整備し、3 階建ての複合施設 3 階部でコミュニティセンターを開設。

主 な 施 設 多目的ホール、コミュニティスペース

利 用 状 況

(単位：人)

年 度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
利用 者 数	6,875	6,870	7,085

施 設 の 目 的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管 理 運 営 吹田市千里コミュニティ協議会を指定管理者としている。

指定期間は令和 8 年(2026年) 4 月 1 日から令和13年 (2031年) 3 月31日まで。

千里山コミュニティセンター

位 置 千里山霧が丘22番 1 号

敷 地 面 積 2,283.57m²

建 築 面 積 1,816.32m²

延べ床面積 920.54m²

構造・規模 鉄筋コンクリート造地上3階建

開設年月日 平成27年（2015年）4月11日

B i V i 千里山の3階一部を区分所有し、コミュニティセンターを開設。

主 な 施 設 多目的ホール、会議室、創作室、料理実習室、和室、コミュニティスペース

利 用 状 況 (単位：人)

年 度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
利用 者 数	44,643	50,350	58,032

施 設 の 目 的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管 理 運 営 千里山コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日から令和 13 年 (2031 年) 3 月 31 日まで。

すいたストップDVステーション（DV相談室）

平成23年（2011年）4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション（DV相談室）」を設置し、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援するなど、総合的なDV防止対策事業を実施している。

相談業務実施状況 (単位：件)

年 度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
相 談 件 数	730	732	818